

公文書等の管理に関する法律のポイント

各府省

内閣府

公文書管理委員会
※内閣府に設置

ポイント1

統一的管理ルールを法令で規定

・作成基準(4条) 保存期間基準(5条1項・3項) 管理簿の記載事項(7条)等

政令案・規則案の
諮問(29条1号・2号)

調査・審議
(28条、30条)

答申

統一ルールに基づき、各府省の文書
管理規則の案を作成(10条)

同意

事前協議(10条3項)

各府省の文書管理規則

ポイント4(1)

外部有識者の知見 の活用

・公文書管理委員会
の新設
(28条1項)

ポイント2

レコードスケジュールの導入

・移管か廃棄かを事前に設定(5条5項)
・歴史資料として重要な行政文書ファイル等はすべて移管
(8条1項)

作成(4条)

整理
(保存期間、移管
or廃棄等を設定)
(5条)

保存期間、移管
or廃棄等の設定
を管理簿に記載
・公表(7条)

保存(6条)
(集中管理の推進)

定期的な管理状況の把握(9条1項)

ポイント3

コンプライアンスの確保

・府省内の管理状況の報告の義務付け(9条1項)
・内閣府による実地調査制度、
勧告制度の新設
(9条3項、31条)

報告(9条1項)

・特別の報告聴取(9条3項)
・実地調査(9条3項)

勧告(31条)

同意

事前協議(8条2項)

廃棄の
措置(8条)

専門的助言
(国立公文書館法11条1項4号)

実地調査(9条4項)

勧告案の諮問(29条3号)

調査・審議
(28条、30条)

答申

調査・審議
(28条、30条)

答申

諮問(21条2項)

情報公開請求
(情報公開法)

中間書庫による保存
(国立公文書館法11条
1項2号・3項2号)

国立公文書館

ポイント4(2)

国立公文書館の機能強化

・専門的助言制度の拡充(国立公文書館法11条1項4号)
・国立公文書館による実地調査制度の新設(9条4項)

異議申立て[利用制限に不服があるとき](21条1項)

国民

移管(8条)

永久に保存
(15条)

利用

(閲覧&写しの交付)
(16条)

ポイント5

歴史公文書等の適切な保存・利用

・利用請求権の新設(16条)
・特定歴史公文書等の永久保存義務(15条)